横浜市記者発表資料



令和4年3月11日政策局制度企画課

「指定都市都道府県調整会議の開催の申出に対する 神奈川県知事の対応について」 県内3指定都市市長連名のコメントを発出しました

本日(3月11日)、山中市長を含む県内3指定都市市長(山中 横浜市長、福田 川崎市長、本村相模原市長)が、次の「指定都市都道府県調整会議の開催の申出に対する神奈川県知事の対応について」を発出しましたので、お知らせします。

指定都市都道府県調整会議の開催の申出に対する神奈川県知事の対応について

神奈川県知事及び横浜市長、川崎市長、相模原市長(以下「三市長」)のそれぞれが特別自治市制度に関する見解を様々な場面で発信し、神奈川県における地方自治のあり方などについて市民、県民の関心も寄せられる中、三市長は、知事・市長間での意見交換が必要であると考え、「持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担」を首長間で協議するため、2月18日に連携し、地方自治法に定める「指定都市都道府県調整会議」の開催を知事に申し出た。

これに対して、3月8日に知事からは、三市長が協議を求める「持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担」については、指定都市都道府県調整会議の協議案件に該当しないとして、申出事項に関しては、「『指定都市都道府県調整会議』ではなく、別途、実務レベルでの協議の場を設けて議論したい」旨の回答があった。

他の自治体では、指定都市都道府県調整会議などを活用し、幅広い議題で知事・市長間の積極的な協議が行われている中、三市長の求めに応じない姿勢は、理解し難い。

今後、三市長としては、指定都市都道府県調整会議にこだわることなく、知事に対し、三市や神奈川県における行政の実情を踏まえ、速やかに我々三市長と前向きで率直な議論をしていただくことを強く求めていく。

令和4年3月11日

横浜市長山中竹春川崎市長福田紀彦相模原市長本村賢太郎

参考資料 1 指定都市都道府県調整会議(総務省公開資料)

参考資料 2 指定都市都道府県調整会議の開催状況(総務省公開資料)

お問合せ先

政策局大都市制度推進本部室制度企画課長 高橋 佐織 TEL:045-671-4323

本件については、横浜市、川崎市、相模原市で同時発表しています。

指定都市都道府県調整会議

目的

○ 指定都市と都道府県の<u>二重行政の問題を解消</u>し、事務処理を調整するための協議の場 (改正法の施行により、いわば自動的に設置されていることになるもの)

協議事項

- 指定都市又は都道府県は、二重行政を防止するために必要であると認めるときは、調整会議における協議を求めることができる。
- → 指定都市又は都道府県は、<u>協議を求められれば、応じなければならない</u>。

【例】

- ・公共施設の整備(都市部に不足する介護老人福祉施設の整備など)
- ・同一の施策の調整(圏域の成長のための産業政策や中小企業支援策など)
- 類似した行政分野の調整(ゲリラ豪雨対策としての河川整備と下水道整備など)

指定都市都道府県調整会議



指定都市の市長



都道府県知事



【構成員として追加可能な者】

- ・他の執行機関の代表者
- ・職員
- ・議会を代表する者として議会が選任した者
- •学識経験者



協議を調えるために必要と認めるとき総務大臣の勧告を求める申出が可能



総務大臣の勧告 (指定都市都道府県勧告調整委員 及び各省の意見を聴く)

_	(平成28年4月1日~令和2年12月31日)									
指定都市名 回		回数	開催 年月日	構成員 ※◇内数字は下記参照	開催テーマ	法第252条の21の2第 7項の規定に基づき定 めたもの	会議の実施により効果があった(又は効果が見込まれる)事案 及びその時期			
札	幎	晃	市	0	ı	-	-	0	-	
仙	台	<u>,</u>	市	2	H28.7.20 R2.1.31	〈1〉市長、知事 〈4〉市議会の代表者(議長) 〈7〉県議会の代表者(議長)	・会議運営要綱について ・県・市の連携について ・県有施設等の再編について	0	-	
さ	いた	こま	市	0	-	_	-	×	-	
千	葉	ŧ	市	0	-	_	-	×	-	
横		浜	市		H29.3.30	⟨1⟩市長、知事	・大都市行政について ・県市の協議連携について		・バスポート発給事務の移譲: 平成29年3月30日に開催した第1回調整金騰における協議の結果、移譲に向けた 検討を開始することについての合意がなされた。その後の検討の結果、平成31年3月22日に、県の事務処理特例 条例が改正され、令和元年10月31日から本市が発給事務を実施し、新たに市バスポートセンターを設置すること になった。 ・県と横浜・川崎両市は、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンピナート地域の防災力の強化	
	浜				R2.11.16	〈1〉市長、知事	・大都市行政について	. 0	に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを含意した。 具体的には、来年度より、職員の技術力、地域の防災力の強化のため、新たに職員の相互交流を実施するとと もに、同地域における防災訓練技や事業所への合同立人検査などについて連携を一層強化して実施する。 また、同権限の移譲については、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」に新たに「検討部会」を設置 し、住民の目線に立って、具体的な課題を協議する。	
									 ・崖地の安全対策として、県と横浜市は、急傾斜地崩壊対策事業に係る事務の権限移譲について、住民目線に立って、今後協議を進めていくことを確認した。 	
JII	峆	奇	市	1	R2.11.5	〈1〉市長、知事	・大都市行政について	0	県と横浜・川崎両市は、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化 に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを合意した。 具体的には、来年度より、職員の技術力、地域の防災力の強化のため、新たに職員の相互交流を実施するとと もに、同地域における防災訓練や事業所への合同立入検査などについて連携を一層強化して実施する。 また、同権限の移譲については、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」に新たに「検討部会」を設置 し、住民の目線に立って、具体的な課題を協議する。	
相	模	原	市	0	_	-	-	0	-	
					H28.7.14	(1)市長、知事 (3)副市長、地域・魅力創造部長 (6)副知事、知事政策局長 (8)学議経験を有する者	- 調整会議の運営方法について - 県と新潟市の課題整理について	0	・職員研修の共同実施(平成28年8月~) ・ハイレベル国際コンベンション等新潟開催推進会議の設置(平成29年2月)→G20農業大臣会合の新潟市開催が決定(平成30年4月) ・果保健環境科学研究所と新潟市衛生環境研究所の連携に関する覚書締結(平成29年2月) ・「第34回国民文化祭、第19回全国障がい者芸術・文化祭新潟県実行委員会」を設立(平成30年3月)	
新	湛	昌	市	5	H29.3.30 H29.8.10 H30.7.23		・調整会議の今後の方向性について ・本県の拠点性向上に資する新潟市の都市機能向上に向けた取組について ・2020年に向けた文化プログラムの推進について ・新潟県の拠点性向上に資する新潟市の都市機能向上に向けた県市の取組について ・新潟県の拠点性向上に資する新潟市の都市機能向上に向けた県市の取組について			
					R1.8.7		「新潟都心の都市デザイン」の進捗状況及び今後の取相について ・二重行政等の各テーマについて ・本県の拠点性向上に資する新潟市の都市機能向上に向けた取組 ・今後の調整会議の運営について			
静	畄	ó)	市	0	-	-	-	×	-	
浜	松	公	市	0	-	-	-	×	-	
名			市	2	H28.4.19	9 <1>市長、知事	- 調整会議運営要領について - 県・市の連携事業について - 第2回金譲の開催について	0	-	
	古	屋			H28.8.30	(い)市長、知事 (3)市長が順市長のうちから選任した者 (4)市会が選挙により選出した者で2名以内 (6) 知事が制知事のうちから選任した者 (7) 兵議会が選挙により選出した者で2名以内	- 県・市の連携事業について			
京				5	H28.9.8	H28.9.8	〈1〉市長、知事 〈3〉副市長、総合企園局長 〈5〉京都府教育長 〈6〉副知事、総務部長、政策企画部長 〈9〉京都市教育長	- 調整会議の運営方法について ・文化庁の全面的移転に向けた連携 ・府市施設の連携強化 ・災害対策 ・次世代育成 ・産業、観光施策の連携強化		・京都難病相談・支援センターを府・市で共同設置・運営を開始(平成30年4月)
		_			H29.11.9	〈1〉市長、知事 〈3〉副市長、総合企画局長 〈6〉副知事、総務部長、政策企画部長 〈1〉市長、知事 〈3〉副市長(3右)、総合企画局長 〈6〉副知事(3名)、総合企画局長 〈6〉副知事(3名)、総務部長、政策企画部長	- 文化庁機能拡大と文化政策 ・次世代育成 医療・福祉 ・京都都市圏ネットワークの充実 ・府市施設の連携強化	×	・京都市水道技術研修施設における市・作・所・市・市市市のイの合同研修を実施(平成30年8月) ・京都市水道技術研修施設における前・作・府・市市市市のイの合同研修を実施(平成30年8月) ・京都府立医科大学附属病院における前・行・府・市市市市内での合同研修(平成30年12月) ・子ども医療費支金制度の更なる拡充(今和元年8月) ・オール京都による「スタートアップ・エコンステム支援協議会」の設立(令和元年12月から)及び国のスタートアップ 拠点都市への選定(令和2年7月) ・教意安心センター事業(将7119)の共同実施(令和2年10月) ・府市それぞれの地球温暖に対策条例を府市連携のうえ改正(令和2年12月議決) ・介護施設等での新型コロナウイルス感染症発生に偏くたた「護職員相互派遣協定の締結(令和2年10月) ・新型コロナウイルス感染症離職者採用支援事業の実施(令和2年度)	
	. 都	ii.	市		H30.8.29		・安心・安全のまちづくり ・子育て支援 ・産業・観光の振興			
					R1.8.28		・子育て支援の充実 ・安心・安全のまちづくりの推進 ・産業・文化・観光の振興			
					R2.8.26	〈1〉市長、知事 〈3〉副市長(1名)、総合企画局長 〈6〉副知率(1名)、政策企画部長	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止(医療・保健・福祉) ・京都経済の回復と府民・市民生活の下支え ・ウィズコロナ時代の特続可能な京都のまちづくり			

指定都市名	回数	開催 年月日	構成員 ※◇內數字は下記参照	開催テーマ	法第252条の21の2第 7項の規定に基づき定 めたもの	(平成28年4月1日~令和2年12月31日) 会議の実施により効果があった(又は効果が見込まれる)事案 及びその時期
		H28.4.19	(1)市長、知事(3)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員(6)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員(8)学識経験を有する者	・大阪府立大学・大阪市立大学統合に向けた検討体制や進め方について ・府立公衆衛生研究所・市立環境科学研究所統合に向けた検討体制や進め方について		大阪府・大阪市においては、いわゆる二重行政の解消に向けて、平成28年4月の自治法改正に先立ち、平成24年12月に大阪府市統合本部会議を設置し、取組みを進めてきた。 平成27年12月には副首都推進本部会議に協議の場を移し、さらに平成28年4月には同会議を指定都市都道府県調整会議として位置付けた上で、引き終き、副首都・大阪にふさわしい都市機能の充実に向け、広域行政の一元化や二重行政の見近の製点から、取組みを行っている。 また、東西二極の一極として大阪の都市機能強化を図るべく、万博、R及び国際会議の誘致などについても、同会議を活用して、府市共同での取組みを奏待でいる。
		H28.7.22	(1)市長、知事(3)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員(6)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員	・大阪における新たな大都市制度(総合区制度・特別区制度)について		
		H28.8.22	(1)市長、知事 (3)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 (6)副知事、副首都推進局長、再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員	・大阪府立大学・大阪市立大学の統合に向けた検討状況について ・府立産業技術総合研究所・市立工業研究所の統合に向けた検討状況について ・府立公衆衛生研究所・市立環境科学研究所の統合に向けた検討状況について		
		H28.12.27		・主な府市連携課題の検討状況について ・副知事・副市長会議の設置について		
		H29.1.31		・IR推進会議について ・2025日本万国博覧会開催に向けた府市の取組について ・国連犯罪防止、刑事司法会議(コングレス)の誘致について ・総合区・特別区(新たな大都市制度)に関する意見募集・説明会の報告 ・A項目及びB項目以外の事務事業の取組みについて		
		H29.6.20		・府市連携課題の進捗状況について ・副首都実現に向けた都市機能の強化について		
		H29.8.29		 副首都実現に向けた都市機能の強化について 大阪府立大学・大阪市立大学の統合に向けた検討状況について 副首都・大阪に向けた取組み状況について 		
大阪市	16	H29.11.9	〈1〉市長、知事 〈3〉副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 〈6〉副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員	・G20サミット首脳会議の誘致について	0	【継続した取組みの結果、平成28年4月以降に実現したもの】 ・府市地方衛生研究所の統合・地方独立行政法人化(平成29年4月実現) ・府市公設試験研究機関の統合(平成29年4月実現) ・2019年(20サミット首脳会議の府市共同での誘致(平成30年4月誘致決定)
		H30.1.26	〈1)市長、知事首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 〈3〉副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 〈6〉副知事、副首都推進局長、再掲〉、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員 〈8〉学識経験を有する者	・副首都実現に向けた都市機能の強化について		- 2025年日本万国博覧会の府市共同での誘致(平成30年11月誘致決定) ・府市大学の法人統合(平成31年4月実現) ・府市中小企業支援団体の統合(平成31年4月実現) ・大阪港湾局の共同設置(令和2年10月実現) 【現在も取組みを進めているもの】 ・統合型リゾート(IR) 〈大阪諸教以に向けた取組み〉 ・消防、水道、下水道、今原域事業の最適化に向けた取組み〉 ・府市大学の統合 〈新大学開学に向けた取組み〉
		H30.4.2	(1)市長、知事(3)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員(6)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員	・2019年G20大阪サミット推進本部の設置について		
		H30.6.28	(1) 市長、知事 (3) 副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員 (6) 副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員 (8) 学識経験を有する者 (1) 市長、知事 (2) 司古島、和本男、知文明接後長長、副文明接後は長辺事、その仲間が発展の職員	・副首都実現に向けた都市機能の強化について ・改革評価について		
		H30.12.20		・新大阪駅周辺地域のまちづくりの検討体制について・副首都実現に向けた都市機能の強化について・改革評価について		
		H31.2.12		・万博会場予定地南エリア30ヘクタール埋立の追加工事について ・IR(統合型リゾート)の誘致に向けた府市の取組みについて		
		R1.5.20		・副首都実現に向けた都市機能の強化について		
		R1.8.27		・大阪の臨海部の戦略について(うち港湾管理の一元化について) ・副首都実現に向けた都市機能の強化について ・府立大学と市立大学の統合に向けた検討について		
		R2.12.28		・府市一体化・広域一元化に向けた条例案の検討にあたって		

			(平成28年4月1日∼令和2年 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
指定都市名		回数	開催 年月日	構成員 ※◇內數字は下記参照	開催テーマ	法第252条の21の2第 7項の規定に基づき定 めたもの	会議の実施により効果があった(又は効果が見込まれる)事案 及びその時期	
堺	市	0	_	-	-	0	-	
			H28.12.1	*** 《1>市長、知事 《3>副市長、企画調整局長、行財政局長 《4)市会の代表者 2名以内 《6)副知率、企画県民部長、神戸県民センター長 《7)県議会の代表者 2名以内 ***	・都市の魅力づくり ・インパウンド拡大に向けた取組 ・中小企業支援における連携強化 ・県営住宅と市営住宅の連携強化		・防犯カメラの申請受付の一元化(平成30年4月) ・防犯カメラの申請受付の一元化(平成30年4月) ・新長田合同庁舎の完成、供用開始(令和元年7月~) ・県が管理する河川の管理権服移譲(実現に向けて県市で協議中であり、時期は未定)	
			H29.11.29		 - 県政150周年記念事業の推進 - 兵庫・神戸の活力創出 - 次世代産業の育成 - 広域観光の振興 - 行政サービスの更なる改善 			
神戸	市	5	H30.12.17		・防災対策の推進 ・賑わいを創出するまちづくりの推進 ・ゴールデンスポーツイヤーズを契機とした誘客促進 ・次世代成長産業の創出支援			
			R1.12.17	〈1〉市長、知事 《3〉副市長〈3、企画調整局長、行財政局長 「(4)議長、副議長 《6〉副知事2名、企画県民部長、神戸県民センター長 〈7)議長、副議長	・賑わいを創出するまちづくりの推進 ・交流の基盤となる交通インフラの整備 ・次世代成長産業の創出支援 ・世界的大会等の閉催に向けた取組推進			
			R2.12.15		- 新型コロナウイルス感染症への対応 - 魅力あふれるまち : 地域 ブ(り - 魅力あふれるまち : 地域 ブ(り - 起来) 創業の活性化 - 県水管理する河川の管理権限移譲 - 県民様科の延長 - 今後のスポーツ振興			
		4	H28.11.14	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・空港朝西産業団地の分譲に向けた企業誘致活動 ・空路利用の促生 ・日本遺産の申請 ・「春の島城灯源郷」と「春の幻想庭園」の開催 ・道路交通基盤整備の推進 ・中国横断自動率道側以来子線の暫定2車線区間の4車線化 ・女性の活躍推進 ・教育分野での連携強化	x	_	
岡山	山市		H29.11.20		・観光振興 ・岡山芸術交流の開催 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック等の事前キャンプ誘致 ・少子化対策の推進 ・移住定住の促進 ・国道之号の必合的な渋滞対策 ・美作岡山道路の整備促進 ・水素社会の早期実現 ※従前から開催している岡山県知事と岡山市長との懇談会を指定都市都道府県調整会議として位置づけており、相互の連携強化という懇談会の趣旨に沿ったテーマとなっている。			
			H30.11.16		・平成30年7月豪雨災害 ・美作岡山道路の整備 ・受20岡山保健大臣会合の開催 ・少子化対策の推進 ・日本遺産・様太郎伝説の生まれたまち おかやま」 ・観光振興 ・岡山芸術交流2019の開催			
			R1.11.1		- 受動喫煙防止対策の推進 - 子宮頸がんの予防 - 外国人施策 - 治水対策に係る連携 - 美作岡山道路の整備促進 - 日本道産・様太郎伝説の生まれたまち おかやま」の情報発信 - 東京2020サンビック・パラリンピックに向けて - 学校におけるESD-SDGsの推進			

指定都市名	回娄	開催年月日	構成員 ※◇內數字は下記参照	開催テーマ	法第252条の21の2第 7項の規定に基づき定 めたもの	(平成28年4月1日~令和2年12月31日) 会議の実施により効果があった(又は効果が見込まれる)事案 及びその時期
		H28.6.1		・オバマ米国大統領広島訪問に係る今後の取組について ・伊勢志摩サシリ・広島外相会合を契機とした広島県と三重県高校生の交流について ・土砂災害に強いまちづくりに向けた連携について ・広島港港湾計画の改訂について ・福社医療費公費負担事業について ・地域密第型分割養護を入一人の整備に伴う県補助金の交付について ・指定都市都道府県調整会議の運営について	 O	_
		H29.2.8	3 3 3 41>市長、知事 6 3 7 7	- 広島都市圏の活性化について - 浅野氏入城400年に向けた取組について - 医療・保育・介護人材の育成について - 旧山・海・島・体験活動について - 全国都市緑化フェアの開催に向けて		
		H29.9.13		・第27回国連軍縮会議の広島開催について ・イノペーションの推進について ・ひろしま都心活性化プランの推進について ・中山間地域振興対策について ・特産品の海外販路の拡大について		
広島市 	7	H30.2.6		・まちの活力創出に向けたスポーツ振興について ・ひろしま都心活性化プランの推進について ・妊娠朝かシテ育で期までの切れ目のない支援について ・救急医療体制の整備について		
		H30.9.7		1 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興への対応について (1) 県市連携による災害復旧事業の早期実現について (2) 観光産業に対する風評被害防止、観光客誘致のための取組について (3) 被災企業等の産業復興に向けた支援について (4) 今回の災害を踏まえた災害対策の再構築等について 2 ひろしま都心活性化プランの推進について		
		R1.6.10		 都心の拠点性の向上について 平成30年7月豪雨災害の教訓を生かした避難行動につながる取組について 国際的・全国のスポーツ大会の誘致について 広島港宇品地区のクルーズ受入機能の強化及び周辺エリアの賑わい創出について 		
		R2.2.7		・東京オリンピック・バラリンピック競技大会に向けた取組について・都心の拠点性の向上について・避難行動等の研究結果を踏まえた取組と自主防災組織の呼びかけ体制構築について・全国都市線化ひろしまフェアの開催について		
北九州市	†i 0	_	-	-	×	-
福岡市	†i 0	-	-	-	×	-
熊本市	চ 2	H29.5.29 H31.1.21	(1)市長、知事 (3)副市長 (4)市議会の代表者(議長) (6)副知事 (7)県議会の代表者(議長)	 ・被災者の住まいの確保について ・文化・芸術にかかる行政の連携について ・被災者の住まいの再建(恒久的な住まいの確保)について ・国際スポーツ大会(ラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会)の推進について 	×	・本市では、被災者に対する住まいの確保のため災害公営住宅を補完する手段として公営住宅の活用を検討していたが、会議での協議により、昨年度から県営住宅についても提供できることになった(平成30年5月1日)。 ・会議後、熊本県と熊本市の連携を強化し、県全体の文化等所の要なる振興を図るため、「熊本県と熊本市との連携による文化芸術の振興に関する覚書」を締結した(平成29年5月29日)。

- ※構成員欄のぐ内数字は次のことを表している。
 (1):指定都市の市長又は包括都道府県の知事(地方自治法第252条の21の2第2項第1号、第2号)
 (2):指定都市の市長又は包括都道府県の知事(地方自治法第252条の21の2第2項第1号、第2号)
 (3):指定都市の市長の静政機関である職員(同条第3項第2号)
 (4):指定都市の議会の議員(同条第3項第3号)
 (5):包括都道府県の銀型以外の執行機関の委員長等(同条第3項第4号)
 (6):包括都道府県の知事の補助機関である職員(同条第3項第5号)
 (7):包括都道府県の融金の議員(同条第3項第5号)
 (8):学議総議会有する者(同条第3項第7号)
 (9):指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について協議を行う場合に、構成員として加えるものとされている当該執行機関の委員長等(同条第4項)